

○山口県情報公開条例第二条第二項第二号の規則で定める施設及び歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料の範囲を定める規則（原文縦書）

令和五年三月二十八日

山口県規則第二十一号

山口県情報公開条例第二条第二項第二号の規則で定める施設及び歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料の範囲を定める規則をここに公布する。

山口県情報公開条例第二条第二項第二号の規則で定める施設及び歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料の範囲を定める規則

（趣旨）

第一条 この規則は、山口県情報公開条例（平成九年山口県条例第十八号。以下「条例」という。）第二条第二項第二号の規則で定める施設及び歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料の範囲について定めるものとする。

（条例第二条第二項第二号の規則で定める施設）

第二条 条例第二条第二項第二号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 山口県政資料館
- 二 山口県刊行物センター
- 三 山口県総合企画部統計分析課統計資料室
- 四 山口県点字図書館
- 五 山口県立美術館
- 六 山口県立萩美術館・浦上記念館
- 七 山口県埋蔵文化財センター
- 八 山口県議会図書室
- 九 山口県立山口図書館
- 十 山口県立山口博物館
- 十一 公立大学法人山口県立大学図書館
- 十二 公立大学法人山口県立大学郷土文学資料センター

（条例第二条第二項第二号の歴史的な資料等の範囲）

第三条 条例第二条第二項第二号の歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料は、次に掲げる方法により、特別の管理がされているものとする。

- 一 当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。
- 二 当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。

- 三 次に掲げるものを除き、一般の利用の制限が行われていないこと。
- イ 当該資料に条例第七条第一号及び第三号に掲げる情報が記録されていると認められる場合にあつては、当該資料（当該情報が記録されている部分に限る。）の一般の利用を制限すること。
- ロ 当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に条例第七条第三号に規定する法人その他の団体又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合にあつては、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限すること。
- ハ 当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該資料を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合にあつては、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。
- 四 当該資料の利用の方法及び期間に関する定めがあり、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。
- 五 当該資料に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）が記録されている場合にあつては、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。

#### 附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。